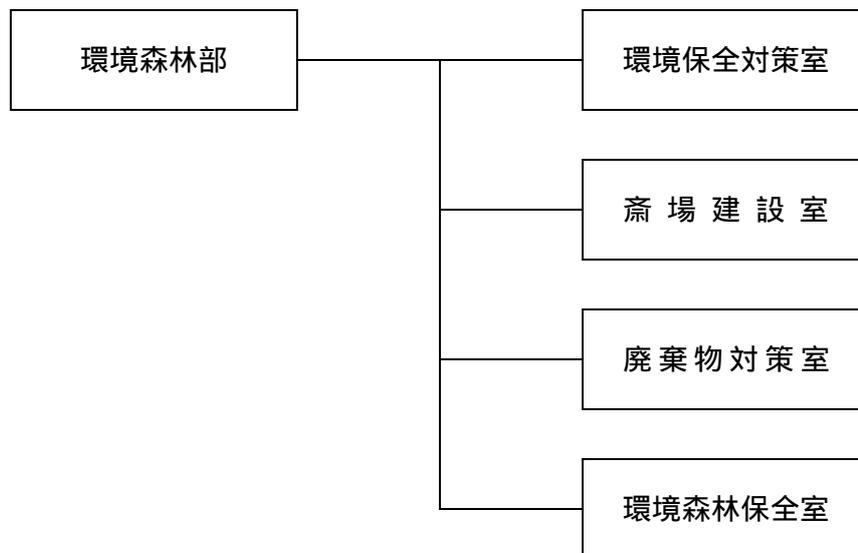


## 12. 環境森林部の機構及び事務分掌

### (1) 機構



### (2) 事務分掌

#### 環境保全対策室

1. 環境保全対策の計画の策定及び調整に関すること。
2. 公害防止に係る規制及び指導に関すること。
3. 環境保全に係る監視、調査、対策及び啓発指導に関すること。
4. 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭に関すること。
5. 亀山市自然公園に関すること。
6. 合併処理浄化槽の設置の届出に関すること。
7. 開発行為に関すること。
8. 国土利用計画法に基づく土地取引の届出等に関すること。
9. 部内の庶務に関すること。

#### 斎場建設室

1. 亀山市営斎場の整備計画及び建設に関すること。
2. 亀山市営斎場の修繕（軽微なものを除く。）に関すること。

#### 廃棄物対策室

1. 亀山市総合環境センター、亀山市衛生公苑及び亀山市関衛生センターの管理運営に関すること。
2. 廃棄物処理施設の整備計画及び建設に関すること。

- 3．廃棄物処理施設の使用許可及び使用料の徴収に関する事。
- 4．一般廃棄物の収集及び処理並びに一般廃棄物処理手数料の徴収に関する事。
- 5．一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業に関する事。
- 6．廃棄物の減量化及びリサイクルに関する事。

#### 環境森林保全室

- 1．森林整備計画に関する事。
- 2．林業の振興及び関係諸団体の育成に関する事。
- 3．林業の施設に関する事。
- 4．森林の環境保全に関する事。
- 5．林業経営及び森林管理の指導に関する事。
- 6．治山に関する事。
- 7．廃棄物の不法投棄対策に関する事。
- 8．野生動植物の保護及び増殖に関する事。
- 9．有害鳥獣による樹木等への被害防止に関する事。
- 10．亀山市林業総合センターに関する事。



亀山市総合環境センターにある「自然環境ふれあいゾーン」には、トンボやチョウなどの昆虫だけでなく、カワセミなどの野鳥も飛来します。また、最近あまり見られなくなったメダカやクマガイソウなども観察することができます。